国 民 年 金 法 等 \mathcal{O} 部 を 改 正 す Ś 法 律 等 \mathcal{O} __ 部 を 改 正 す る 法 律 案 (第 百 八 + 口 玉 会 閣 法 第二六号)

(衆議院送付) 要旨

本 法 律 案 は 平 成 <u>二</u> 十 兀 年 度 及 び 平 成二十 五. 年 度 12 お け る 基 礎 年 金 に 係 る 玉 庫 負 担 割 合 を二分 0 と す る

ととも に 年 金 額 等 \mathcal{O} 改 定 \mathcal{O} 特 例 措 置 に ょ る 年 金 額 等 \mathcal{O} 水 潍 に 0 11 7 段 階 的 な 適 正 化 を 义 る 等 \mathcal{O} た め、 所 要

 \mathcal{O} 措 置 を 講 U ょ ふうと す る ŧ \mathcal{O} で あ り そ \mathcal{O} 主 な 内 容 は 次 \mathcal{O} لح お ŋ で あ る。

第 国 民 年 金 法 等 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 法 律 \mathcal{O} 部 改 正

玉 庫 は 基 礎 年 金 に 係 る 玉 庫 負 担 に 0 11 て、 平 成 <u>二</u> 十 兀 年 度 及 び 平 成 + 五. 年 度 に お 1 て、 三十 六

五. パ 1 セ ン 1 \mathcal{O} 玉 庫 負 担 割 合 に 基 づ < 負 担 額 \mathcal{O} ほ か 年 金 特 例 公 債 \mathcal{O} 発 行 に ょ る 収 入 金 を 活 用 し、 当 該

額 分 \mathcal{O} \mathcal{O} 玉 庫 負 担 割 合 12 基 づ < 負 担 額 لح \mathcal{O} 差 額 に 相 当 す る 額 を 負 担 す る。

老 齢 基 礎 年 金 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 計 算 に 関 L 平 成 二十 兀 年 兀 月 カコ 5 平 成二十 六 年 $\dot{\Xi}$ 月 ま で 0 保 険 料 免 除 期 間 に 0

1 て、 保 険 料 全 額 免 除 期 間 \mathcal{O} 月 数 を 保 険 料 納 付 済 期 間 \mathcal{O} 月 数 \mathcal{O} 分 \mathcal{O} と算 定 す る 等 \mathcal{O} 措 置 を 講 ず る。

三 年 金 額 \mathcal{O} 改 定 \mathcal{O} 特 例 措 置 に 係 る規 定 は 平 成二十 七 年 度以 降 は 適 用 L な 1 Ł 0) とするととも に、 平成

<u>二</u> 十 五. 年 度 及 び 平 成二十 六 年 度 0 年 金 額 12 0 ** \ て、 物 価 変 動 率 等 を 基 準とす る改定 と併 せて、 ー・ ○ パ

セ ン \vdash 平 成二十 七 年 度 は \bigcirc 五. パ セ ン <u>}</u> \mathcal{O} 適 正 化 が 义 5 れ る ょ う 改 定 す る 措 置 を 講 ずる。

第二 玉 家 公 務 員 共 済 組 合 法 等 \mathcal{O} __ 部 を 改 正 す る 法 律 等 \mathcal{O} 部 改 正

玉 家 公 務 員 共 済 組 合 制 度 等 に 0 1 て、 第 \mathcal{O} 及 び 三 \mathcal{O} 改 正 に 準 じ た 改 正 を 行 , う。

第 三 児 童 扶 養 手 当 法 に ょ る 児 童 扶 養 手 当 \mathcal{O} 額 等 \mathcal{O} 改 定 \mathcal{O} 特 例 に 関 す る 法 律 \mathcal{O} __ 部 改 正

児 童 扶 養 手 当 \mathcal{O} 額 等 に 0 1 て、 第 \mathcal{O} 三 \mathcal{O} 改 正 に 準 じ 7 段 階 的 に 適 正 化 す る た \Diamond \mathcal{O} 措 置 を 講 ず る。

第 兀 施 行 期 日

 \mathcal{O} 法 律 は 公 布 0 日 又 は 財 政 運 営 に 必 要 な 財 源 \mathcal{O} 確 保 を 义 る た 8 \mathcal{O} 公 債 \mathcal{O} 発 行 0 特 例 に 関 す る 法 律 0)

施 行 \mathcal{O} 日 \mathcal{O} い ず ħ か 遅 1 日 か 5 施 行 す る。 た だし、 第 0) \equiv 第二(第 \mathcal{O} 三 \mathcal{O} 改 正 に 準 じ た 改 正 に 限 る。)

及 び 第 三 は 平 成 + 五. 年 + 月 日 カゝ 5 施 行 す る。

な お 基 礎 年 金 玉 庫 負 担 を二 分 \mathcal{O} とす る 年 度 を 平 ·成二十 几 年 度 及 び 平 ·成二十 五. 年 度 12 改 め るととも

そ \mathcal{O} 財 源 に 年 金 特 例 公 債 \mathcal{O} 発 行 収 入 金 を 活 用 す ること等 \mathcal{O} 内 閣 修 正 が 行 わ れ た。 ま た、 衆 議 院 に な 1 て、 年

額 箬 \mathcal{O} 改 定 \mathcal{O} 特 例 措 置 に ょ る年 金 額 等 \mathcal{O} 水 準 \mathcal{O} 段 階 的 な 適 正 化 \mathcal{O} 実 施 時 期 等 を 変更す る 修 正 が 行 わ れ た。

金